

不妊治療費助成事業

	不妊治療費助成事業	先進不妊治療費助成事業
助成対象	以下の要件を満たす夫婦（事実婚を含む） ①治療日及び、申請日現在において夫婦の両方または一方が市民で、不妊治療を行う夫婦 ②健康保険に加入している ③申請する不妊治療に対して、他市区町村等から助成を受けない	
対象となる治療	保険診療で受けた不妊治療 ただし、体外受精・顕微受精については、保険適用の年齢制限および回数制限によって保険適用とならなかった場合も対象	先進医療として告示されている治療を、保険診療となる不妊治療と併せて指定医療機関で受けたもの
助成対象期間・回数	1回の出産につき連続する2年間 （やむを得ない事情による治療中断期間を除く、3年間の限度とする） <u>※助成を受けて出産した場合、再び2年間助成を受けることができます。</u>	通算助成回数は、治療開始時における妻の年齢が 40歳未満 …1回の出産につき6回まで 40歳以上43歳未満 …1回の出産につき3回まで ※43歳以上は対象外
助成額	治療開始月から1年間で上限5万円まで （ひと月あたりの上限は2万5千円まで） ただし、自己負担額の2分の1以内	1回の治療に15万円まで ただし、自己負担額の7割以内
必要書類	①不妊治療費助成金交付申請書 ②不妊治療医療機関受診等証明書 ・治療を受けた医療機関で証明してもらってください。 ・院外処方分も申請する場合、薬局が発行する同証明書も必要です。 ・文書料が発生する場合がありますが、助成対象外です。 ※高額療養費等の金額がわかる書類が必要となる場合があります。	①先進不妊治療費助成金交付申請書 ②先進不妊治療医療機関受診等証明書 ・治療を受けた医療機関で証明してもらってください。 ・文書料が発生する場合がありますが、助成対象外です。 ③領収書および明細書の原本 ※②と③の金額が合わない場合は医療機関に問い合わせることがあります。原本は後日、決定通知書と共に返却します。
	場合によって必要となる書類 ※住民票 …夫婦の一方が野々市市民でない場合 ※戸籍謄本 …夫婦の世帯が異なる場合 ※事実婚に関する申立書および夫婦それぞれの戸籍謄本 …事実婚の夫婦の場合	
申請期間	年度内（4月1日から3月31日まで）に受けた治療については 翌年度6月30日までに申請	
問合せ申請先	野々市市健康推進課（保健センター内） (076) 248-3511	